

2016年8月19日

受益者の皆さまへ

三井住友アセットマネジメント株式会社

「三井住友・げんきシニアライフ・オープン」  
配当控除の適用に関するお知らせ

平素は弊社投資信託に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、ご投資いただいております「三井住友・げんきシニアライフ・オープン」(以下「当ファンド」といいます。)につきまして、配当控除の適用を可能とするため、信託約款の変更を行いましたので、お知らせ申し上げます。

なお、当ファンドの運用の同一性が保たれる範囲内での変更であり、運用方針等につきましては、変更ありません。

本お知らせに関しまして、受益者の皆さまのお手続きは不要です。

受益者の皆さまにおかれましては、何卒ご理解賜りますとともに、今後とも弊社投資信託をご愛顧いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 変更内容

配当控除の適用を可能とするため、以下の信託約款の変更により、非株式割合の規定を追加します。

変更前	変更後
[運用の基本方針]	[運用の基本方針]
(2) 運用方法	(2) 運用方法
② 投資態度	② 投資態度
(a) [ 略 ]	(a) [ 略 ]
(b) [ 略 ]	(b) [ 略 ]
<u>[新 設]</u>	<u>(c) 株式以外の資産への投資割合は、原則として信託</u>
(c) [ 略 ]	<u>財産総額の50%以下とします。</u>
(d) [ 略 ]	(d) [ 略 ]
(e) [ 略 ]	(e) [ 略 ]

2. 変更理由

配当控除の適用を可能とすることが、受益者の皆さまの利益に資すると判断し、信託約款に所要の変更を行うものです。

3. 変更日

2016年8月19日

以上

<本件に関するお問い合わせ>

三井住友アセットマネジメント お客様専用フリーダイヤル 0120-88-2976

(受付時間：原則として営業日の午前9時～午後5時)

<お客様の個別のお取引内容についてのお問い合わせ>

お取引先の販売会社にお問い合わせください。